

# 一般社団法人大阪市西区歯科医師会 規約

## 1. 総則

### (1) (名称)

名称は、一般社団法人 大阪市西区歯科医師会とし、大阪市西区をその区画とする。

### (2) (目的)

会員相互の親睦福祉を図り、地域歯科医療の普及および向上に寄与することを目的とする。

### (3) (事業)

前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 学術研修 ②医療保険 ③会員の福祉 ④会員の税務 ⑤地域歯科医療
- ⑥その他、前述の目的を達成するために必要な事項。

### (4) (事務所)

本会事務所は、会長の定める所におく。

## 2. 会員

### (5) (会員の資格)

本会は正会員と準会員(勤務会員・家族会員)と賛助会員に分類する。

- ①大阪府歯科医師会正会員を正会員とする。
- ② 正会員の歯科医院に勤務する歯科医師を勤務会員とする。
- ③ 正会員の配偶者、及び一親等のもの、及びその配偶者を家族会員とする。
- ④上記①、②、③以外でかつ、当法人の目的及び事業に賛同したものを賛助会員とする。

### (6) (入退会手続き)

本会に入退会しようとするときには、別に定める文章により会長に届け出るものとする。  
また大阪府歯科医師会を退会した場合、同時に本会を退会することとする。

### (7) (医院承継)

本会正会員の配偶者および二親等以内のものがその医院を承継し、診療所数が増えない場合において承継者が正会員として入会する際。また法人診療所における理事長（開設者）が変更となる場合を除き、管理者が変更した際。上記のいずれの場合も理事会の議を経て本会運営協力金も承継することができる。なおいずれの場合においても、承継者は、承継後1年以内に本会に入会することとし、特別の事情がある場合は理事会の議を経て期間の延長ができることとする。

### (8) (権利と義務)

正会員、勤務会員、家族会員の権利と義務は本会定款、規約に特に定める以外は同等とする。

### 3. 役員等

#### (9) (種類)

本会役員は常任理事を下記①～④として、本会定款第18条における業務執行理事と定義し、会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

①会長 1名 ②副会長 1名～3名 ③専務理事 1名 ④会計・総務・医療保険担当常務理事各 1名、非常任役員は⑤～⑦⑨として役割は次の通りとする。

⑤理事若干名 ⑥各委員会委員長 ⑦班長 各班 1名 ⑧監事 1～2名 ⑨相談役 若干名。

#### (10) (選出の方法)

会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選出する。この場合において、理事会は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選出する方法によることができ、会長候補者の選出方法については、本条で定めるもののほか、別に選挙規約で定める。監事を除く、非常任役員の嘱託ならびに解嘱は会長が行う。

#### (11) (任務と任期)

会長は、本会を代表し、本会の会務を統括する。他の役員は会長の旨をうけて本会の会務を分掌する。理事の任期は専任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終了時までとする。(選挙管理委員会は別に定める)

#### (12) (各委員会)

常設委員会として、医療保険・学術・高齢者歯科保健・福祉・広報・調査運営・支部史編纂・未入会対策・税務委員会を設置する。特別委員会として、会則組織検討・選挙管理委員会を設置する。その他、理事会が必要と認めた場合、理事会の決議をもって特別委員会を新たに改廃することができる。

#### (13) (監事)

監事は総会において会員中から選出し、本会の事業、会計及び財産を監査する。監事の任期は前条を準用する。

#### (14) (名誉会員および名誉会員功労金)

会員が30年以上本会に在籍し、満70歳に達したものにつき会長は理事会の議を経て名誉会員とすることができる。名誉会員には、別途積立金より功労金5万円を支給し、その功にむくい本会会費を一部免除する。

### 4. 会議

#### (15) (総会)

会長は定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集する。また、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。

(16) (総会の議長)

総会の議長は、総会において出席会員中から選出する。

(17) (理事会)

理事会は会長が必要と認めたときに召集し、会長が議長となり本会の会務の総括的な立案、執行を図る。

5. 会計

(18) (会計年度)

本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(19) (予算と決算)

事業計画、収支予算案を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。また総会において承認を受けなければならない。

(20) (会費)

本会会費は、一診療所月額3千円、会員、勤務会員、家族会員各2千円、とする。また納付済みの会費は退会に際して返還しない。

(21) (本会運営協力金の納付)

本会に入会しようとするときは、本会運営協力金として、一診療所200万円を会計に対して一括して納付する。なお、特別の事情の場合には、調査運営委員会に諮り、理事会で審議し、総会においてその承認を受けなければいけない。また納付済の本会運営協力金は退会に際して返還しない。

(22) (本会運営金の使用)

本会運営協力金は会計の記念事業積立金口座に積み立てておき、会長が本会の会務運営上必要と認めたときに、理事会で審議し総会の承認を受けて使用する。毎年各会計年度に本会運営協力金のうち200万円を本会計に組み入れるものとする。

(23) (本会運営協力金の利息)

記念事業積立金口座の利息は、その会計年度内に繰り入れる。

6. 慶弔と見舞い

(24) (慶事)

正会員または正会員外の者で本会に功劳顕著なものは、理事会の議を経て記念品を贈呈する。また正会員、名誉会員が、還暦、古稀、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿の際にも同様とする。

(25) (弔事)

名誉会員または診療所を有する正会員が死亡したときは本会より 10 万円の弔慰金を供える  
その他、理事会が必要と認めた場合には理事会の決議を経て、楮を供えることができる。

(26) (見舞い)

正会員、名誉会員が長期休診または、火災等の災害をうけたときは、理事会の決議を経  
て、本会会計あるいは拠金により見舞金をおくることができる。

7. 出務手当

(27) 会員が大阪府歯科医師会、又は関係団体会合、(各種有給健診除く) 地域歯科医療  
活動、講演等に出務した場合は、別に定める届けを、理事会に提出し費用弁償を受けるこ  
とができる。

8. 雑則

(28) (規約の変更)

この規約は理事会で審議し、総会の承認をうけて変更することができる。

(29) (規約外の事項)

この規約に定めない事項は、本会定款および諸規定を準用し理事会において協議決定する。

(付則) この規約は、平成 29 年 4 月 1 日か  
ら施行する。

(付則) この規約 (一部改変) は、令和元年  
6 月 22 日から施行する。

(付則) この規約 (一部改変) は、令和 3 年  
2 月 6 日から施行する。

(付則) この規約 (一部改変) は、令和 5 年 4 月 15 日から施行する。